

## 手順書: 感染に係る薬剤投与関連

### 27. 感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与(1)(2)

#### 【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(尿混濁の有無、発熱の程度等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、感染徵候時の薬剤を投与する

#### 【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 発熱及び感染徵候があり、感染コントロールのために薬剤の臨時投与が必要な患者



#### 【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の変化がない
- バイタルサインの変化がない
- 白血球数<12,000、または、白血球数>4,000/mm<sup>3</sup>
- 尿量 0.5 mL/kg/hr 以上

病状の範囲外

不安定  
緊急性あり

→ 担当医師に直接連絡

病状の範囲内



安定

緊急性なし

#### 【診療の補助の内容】

- 感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与
- ・感染症状を観察する
- ・感染源特定のための検査を実施する(各種培養、画像検査等)
- ・エンピリック療法(または経験的治療)・培養結果に基づき、必要な抗菌薬の投与を行う
- ・添付文書に基づく用法・容量によって、抗菌薬・解熱鎮痛薬の投与を行う



#### 【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態の変化
- バイタルサインの変化
- 発熱、感染症状の有無
- 採血・画像所見
- 薬剤の副作用の有無

<確認事項>

異常・緊急性あり

→ 担当医師に直接連絡



#### 【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

- 担当医師に直接連絡する



#### 【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

- 担当医師に直接連絡する
- 特定行為の実施を診療録に記載する